

監 査 報 告 書

学校法人百合の園学院

理事会・評議員会 御中

私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 16 条の規定により、令和5年度学校法人百合の園学院の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事長から学院運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人からの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学院の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関して不正行為又法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人百合の園学院の令和6年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

令和6年 5 月 22 日

学校法人百合の園学院

監事 小野 由彦

監事 寺西 ひとみ

(注) 監事 小野由彦 及び 監事 寺西ひとみは、両名とも私立学校法第 38 条第 5 項に定める外部監事であります。